

令和8年度新宮町小中学生海外派遣事業業務委託仕様書

1 事業の概要

(1) 目的

新宮町立学校の児童生徒を海外に派遣し、現地での体験及び研修を通してその国の言語、歴史、文化などを広く見聞し、同世代の子どもたちとの交流を通じて国際的視野を広め、国際感覚を培い、社会に貢献できる人材を育てる。

(2) 契約期間

令和7年1月中旬から令和8年8月31日まで

(3) 派遣期間

令和8年8月3日から令和8年8月8日まで

※予約状況等により困難な場合は協議可とする。

(4) 派遣先

ニュージーランド

(5) 派遣対象者及び人数

派遣生 (新宮町立中学校に在籍している中学1年生) 20名

引率職員 (教員・新宮町教育委員会職員) 3名

添乗員 (委託事業者が用意すること) 1名以上

2 委託内容

(1) 派遣日程表の作成

(2) 渡航に必要な書類及び手続等に関するフォロー

渡航に必要な書類及び手続等(パスポート、海外保険、外貨両替・入出国手続き等)について、派遣対象者(又はその保護者)に説明し、進捗確認及びサポートを行うこと(督促含む)。

(3) 航空券発行

利用航空会社の選定、航空券予約、航空券発券を行うこと。

ア 渡航経路については、経済的、時間的に合理的な行程とし、派遣生に負担がかからないよう考慮して手配すること。

イ 全行程、往復エコノミークラスで手配すること。

ウ 派遣生20名、引率職員3名、計23名が同一便となるよう航空券を手配すること。

エ 座席については、23名が1か所となるよう確保することが望ましい。

オ 燃油サーチャージ、空港施設使用料、航空保険料、訪問国空港税等一切の費用を含めること。

カ 教育委員会側の事由又は派遣生の都合により、旅行を取りやめる場合のキャンセル規程及び自然災害や不測の事態等により予約便の出航がキャンセルとなった場合の対応策について、提示すること。

(4) 研修及び交流プログラム等の企画・手配

受注者が指定する当事業の担当者は、ニュージーランドにおける語学研修・教育旅行に精通していること。

入場入園料等の現地活動費を費用に含めることとし、派遣中に追加自己負担がないようにすること。

現地の学校との交流・グループ別研修（自由行動不可）を必ず内容に含めること。

(5) 食事の手配

派遣中（集合から解散まで）の食事はすべて自己負担のないよう手配すること。

(6) 宿泊の手配

部屋割は中学生 2 名×7 部屋＋3 名×2 部屋、引率 1 名×3 部屋とする。

(7) 交通手段の確保、派遣生等の引率、派遣時のフォロー

ア 現地での移動は貸切バスなど専用車を確保すること。

イ 派遣中の引率職員用携帯電話（国際電話可能なもの）3 台と携帯型無線 LAN システム（インターネット通信可能なもの）3 台を確保すること。

ウ 総合旅程管理主任者の資格のある者を添乗員として 1 名以上配置し、渡航・帰国及び現地での派遣生の引率・世話・調整などを行うこと。また、令和 8 年 4 月末までに添乗員を決定し、総合旅程管理主任者の資格証の写しの原本を提示すること（委託者側でコピーをとります）。

エ 派遣研修の継続可否に関わる重大な案件を除き、派遣中に生じた保護者への諸連絡については添乗員から選定業者を経由して行うこと。

オ 添乗員は、ニュージーランドでの同等の語学教育研修の引率同行経験があり、派遣先を熟知していること。また、日本語・英語による交渉能力を有すること。

カ 添乗員の性別は、別途協議して定めるものとし、男性・女性どちらになっても派遣可能であること（引率者、派遣生の性別の状況によるため）。

(8) 現地での緊急対応時の交通手段等の確保

派遣中に緊急な対応が必要になった場合には、最適な交通手段を確保すること。

(9) 国内における保護者説明会及び事前研修

派遣先の情報や海外渡航準備に関する説明会を行うこと。

併せて、派遣生の意欲を高め、研修における体験がより充実したものとなるよう事前研修を行うこと。内容については町と調整することとし、時期及び回数は任意とする。

3 報告書及び成果物の提出

派遣終了後、町所定の委託業務完了届とともに派遣報告書を提出すること。

併せて、事前研修に用いた資料及び本研修中の記録写真をデータにより提出すること。

4 委託料の支払い

上述記載の委託業務完了届及び派遣報告書の提出があったのち、受注者は委託料を請求するものとし、正当な請求書の提出日から 30 日以内に支払いを行うものとする。

5 新宮町個人情報取扱特記事項

受注者は、新宮町個人情報取扱特記事項を遵守すること。

6 緊急時の体制について

- (1) 現地に支店、営業所又はグループ会社等があり、不測の事態に直ちに対応できること
- (2) 緊急対応、保険対応、手配及び現地オペレーションを支店、営業所又はグループ会社等が実施できること

7 その他

- (1) 本委託業務の遂行に関して、受託者が本町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責任を負うものとする。また、委託中に発生した事故、災害等による損害について、受託者及びその従業員は、町にその損害の賠償を請求しない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義及び変更が生じた場合は、本町と受託者双方にて協議の上決定するものとする。
- (3) 本仕様書は、本町が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。
- (4) 国際状況の悪化及び当初予測できなかった事象が発生した場合には、新宮町小中学生海外派遣事業を中止し、契約解除に伴う取消料や経費等について発注者と受託者で協議し決定する。